

第92回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第4日）

令和元年12月13日（金曜日）

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫		
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (1名)	8番	石 堂 基		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	中 石 嘉 勝	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (18名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	藤 木 卓
	企画防災課長	服 部 憲 靖	税 務 課 長	山 田 裕 彦
	住 民 課 長	敏 蔭 高 弘	健康福祉課長	福 本 秀 基
	高年介護課長	長 峰 忠 夫	農林振興課長	衣 笠 俊 博
	商工観光課長	真 岡 伯 好	建 設 課 長	重 崎 勇 人
	上下水道課長	梶 本 周 作	南 光 支 所 長	竹 内 秀 夫
	三日月支所長	服 部 吉 純	会 計 課 長	大 永 克 司
	教 育 課 長	宇 多 雅 弘	生涯学習課長	安 東 文 裕
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- | | | |
|---------|----------|--|
| 日程第 1. | 議案第 63 号 | 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について |
| 日程第 2. | 議案第 64 号 | 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 3. | 議案第 65 号 | 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 4. | 議案第 66 号 | 令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 5. | 議案第 67 号 | 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 6. | 議案第 68 号 | 令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 7. | 議案第 69 号 | 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 8. | 議案第 70 号 | 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9. | 議案第 71 号 | 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10. | 議案第 72 号 | 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11. | 議案第 73 号 | 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について |
| 日程第 12. | 議案第 74 号 | 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について |
| 日程第 13. | 議案第 75 号 | 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について |
| 日程第 14. | 議案第 76 号 | 令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について |
| 日程第 15. | 議案第 77 号 | 令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 16. | 議案第 78 号 | 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について |
| 日程第 17. | 議案第 79 号 | 令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 18. | 議案第 80 号 | 令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）について |
| 日程第 19. | 議案第 81 号 | 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）について |
| 日程第 20. | 議案第 82 号 | 令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 21. | 議案第 83 号 | 令和元年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 22. | 議案第 84 号 | 令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 23. | 議案第 85 号 | 協定の締結について（令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道三日月浄化センターの建設工事委託に関する協定） |
| 日程第 24. | 議案第 86 号 | 財産の取得について（佐用小学校スクールバス 1 台） |
| 日程第 25. | 議案第 87 号 | 財産の取得について（南光小学校スクールバス 1 台） |
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。

早朝より皆様おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、石堂議員より入院治療のため欠席届が提出され受理していますので、報告しておきます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1から日程第7までについては、12月3日の本会議で提案に対する当局の説明は終了しております。順次、質疑・討論・採決を行いますので、よろしくお願いします。

日程第1．議案第63号 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第3号）について

議長（山本幹雄君） それでは、日程第1、議案第63号、令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 5ページの歳入のところで40款、15項、15目、土木費負担金、補正は1万5,000円としれておるんですけど、この耐震診断の個人負担金ということで、上がっておりますけれど、この耐震については、個人の限度額が幾らかというのと、今年、何件ぐらい出ましたか。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） はい、お答えいたします。

まず、負担金の割合でございますが、1件3万1,500円かかるのが、耐震診断の診断費用でございます。それに対しまして、1割の負担をいただくということになっております。

当初予算に10件上げさせていただきまして、予算的に不足するということで、今回、上げさせていただいております。

実績としましては、現在6件の申請をいただいております。以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 5番、小林君。

5番（小林裕和君） 6ページの出資金戻入収入です。

その社団法人の兵庫県ブローカー価格安定基金協会で19万円。19万円出資していて、19万円戻っているから、解散かどういう形になっているのかあるんですけども、ちょっ

と、その経過だけ、あまり僕も記憶がないので、あるというのはわかっていたんですけども、その流れの記憶がないので、その経過だけ教えていただけたらと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） すみません。ブローラーの事業でございますけれども、ブローラーの価格安定対策事業ということで、今まで実施しておりましたけれども、今回、終（修）了ということで、拠出金を戻すということになりましたので、そのへん、戻入ということでございます。返戻ということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5 番（小林裕和君） 解散だろうと思うんですけども、以前には、佐用町においてもブローラーの事業者というのはたくさんおって、そういう価格を安定させる基金を積んできて、それでそれに同じように町としても協力をしてきた。

それで、僕もちょっと調べたんですけど、ずっと以前に、合併当時ぐらいの平成 17 年に 1 つそれが統合されて畜産協会になってきたというのがあって、それで畜産協会の中でも、その中のその部分が解散ということで、畜産協会が解散ということではないんですよね。ちょっと、そのへんが、わからなかったもので。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） はい、今、おっしゃられましたように、そのとおりでございます。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10 番、金谷君。

10 番（金谷英志君） 8 ページの企画費の中で、委託料、定住自立圏域シティプロモーション事業委託料 100 万円の減額と、それから、その下のあわせて、JDFA フェスティバル開催補助金の事業説明をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） まず、JDFA フェスティバルのほうの補助金ということで、この事業への支出は予定しておったわけですが、実際、この JDFA フェスティバルにつきましては、実行委員会形式で開催されますので、町が委託するというよりも、その実行委員会への補助金のほうが適切であるということで、予算の組み替えのほうをさせていただきました。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

10 番（金谷英志君） 上のほうは。

議長（山本幹雄君） もう 1 個、シティプロモーションのほうは。

企画防災課長（服部憲靖君） すみません。その組み替えということで、もともと、その委託料で見込んでいたものを、補助金ということで組み替えましたので、委託料のほうは同額が減額ということになっております。

10 番（金谷英志君） わかりました。

議長（山本幹雄君） よろしいか。
ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 5 ページの 45 節、障害者支援費負担金ということで、373 万 5,000 円上がってございます。この分については、該当する方が何人ぐらいいらっしゃいます。それで、どういう分で支援したかということ。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） まず、補助金の 373 万 5,000 円でございますけれども、これは歳出の 9 ページの一番最後にあります障害児通所支援事業 747 万円に対応するものでございまして、補助率が国が 2 分の 1、県 4 分の 1 ということで、この分については、国の 2 分の 1 の分で上がっている分でございます。

内容的には、まず、放課後デイというのが 1 つありまして、これは今年 4 月に、テクノのほうにあります児童発達支援センターたんぼぼというのがあるんですけれども、そちらのほうに、たんぼぼひろばという放課後デイが新設されましたので、これ定員 10 名なんですけれども、こちら新設されたために、町内の利用者が増えたということで、こちらで 540 万円の増額。

また、児童発達支援センターのほうからの保育所訪問ということで、障害のある園児を

対象に、保育所訪問をし、いろんな指導等を行うということで、こちらのほうで2名増えておりますということで、148万8,000円の増額。

また、児童発達支援ということで、こちらのほうは、児童発達支援センターたんぼぼのほうに、保護者とともに行っていただいて、そういう指導を受けるということで、こっちのほうで1名増を見ておりまして、36万円の増。

最後に、この10月からの幼児教育、また、保育の無償化の実施に伴いまして、就学前の障害のある子供さんの、そういった発達支援の相談料が無料になったということになりましたので、こちらは15名の方が対象になっておるということで、22万2,000円の増を見ておりまして、合計といたしまして、事業費といたしまして747万円。その2分の1ということで、373万5,000円を増額させていただいております。

以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

9番（岡本義次君） はい、わかりました。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 12 ページ、農業振興費の負担金補助及び交付金の地域集積協力金140万円ほど増額です。

人・農地プランで各集落へ、そういう推進をして、農地の分散よりも集積をして、これからの前も言いましたけれども、担い手の育成にもつながっていくということで、結果的に増えるということはいいいことなんですけども、まあまあ、平成30年度の実績では、110万円ほどで11ヘクタールぐらいになっておる。それで、平成31年度の当初で12ヘクタールぐらい。単純に計算すればね。それで、今度、また、11ヘクタールに見合うような金額が追加をされている。

この集積の協力金については、地域、集落があるのと、それから、担い手を集積する土地の隣接しておる人の協力者、それに同じように広げていきますという協力者の体制もあるし、それから、経営転換をしていくという3つのパターンがあって、その合計の金額なんですけれども、今回の140万円というのは、どういう形のものか教えていただけたら。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） はい、お答えいたします。

これにつきましては、中島の如来田地域で908アール、米田で58アール、この面積を集積ということでございます。集積率に応じまして単価のほうが異なっておりますけれども、ここで支出が生じたものが総額で260万円となりまして、当初予算持っていたものと比較しまして増額分ということで、140万円の増額ということで、させていただいております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5 番（小林裕和君） もう 1 点だけ、それから 14 ページ、橋梁維持費の工事請負金 6,310 万円。これ、国のほうから国土強靱化を進められて、それで社会資本整備の交付金がついて、その事業をやっていく。長寿命化に対しての事業をやっていく。

で、今年の当初、名目津和ほか 15 橋で 2 億 1,900 万円の当初予算を上げている。

それから、9 月の時も聞けばよかったんですけど、9 月は 5,000 万円増額をしている。

今回、また、6,310 万円という形で、膨大な橋の量、修繕をしていく、橋梁の数が出て来ると思う。

当初、15 橋で、9 月の時は何橋追加になったか。それから、今回、何橋なのかいうの。今回の、9 月はもう済みましたから、今回、何橋追加になるのかというのを 1 点聞きたいのと。

これ平成 29 年ぐらいから事業が始まって、それで、平成 30 年の決算を、ちょっと見れば 1 億円ほどの予算の中で、3 分の 2 ぐらいは消化しておるけれども、3 分の 1 ぐらいは繰越事業として繰り越していると。

それで、今度は、平成 30 年度は、今度、トータルすれば相当な額になる。これ、本当に消化できるのかという。

前も、ちょっといっぺん聞いたと思うんですけど、本当に消化していけるのか。

交付金がついたから、次、繰り越しをするという関係であれば、今まで、消化しておる実績から言えば、また、今年も繰越金が多額になると、そしたら、年々、どう言うのか、負担いきますか、事務量、作業量が多くなってくると。

それで、それを消化しようとするれば、1 つは体制を、きちっとしてあげないと、消化できないのではないかと。職員の負担がかかってきて、消化できないのじゃないかという、ちょっと思いもするんですけども、このへんの考え方というのは、消化していく体制と考え方というのは、どんなものでしょうか。

どんなものでしょうかって聞いたらおかしいんですけど、どうお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 庵迺町長。

町長（庵迺典章君） 具体的な、今、発注と、まだ、これからの工事については、担当課長のほうから説明させていただきますけれども、まずは、これ国土強靱化という 3 年間で 7 兆円という非常に大きな予算が組まれて、これ全国で一気にこうした事業が行われておりますから、なかなか発注しても、実際の施工体制というのが、十分にそれぞれの年度内に施工できるだけの施工力というのは、急に増えるわけじゃないんで。

ただ、今、佐用町においても、ほかの事業、公共事業ですね、非常に少なくなっています。これは、災害の復旧、復興の事業の中で、かなりいろんなところで、そうした改修事業というのをやってまいりましたから、その後、この国土強靱化に伴ういろんな事業というのが、非常に町の中における 1 つの、今、公共事業の柱になっておりますし、また、そ

れを施工する土木会社、企業においても、これ非常に仕事が少ない中で、やはり1つの大きな事業として事業を受けてやっておりますので、ただ、国もそうした限られた期間の中での予算ですけれども、その中で発注をして、実際には、できない分は繰り越しをするという形での、いわゆる予算上の処置をしていかないと、これが予算が完全に残してしまうという形を、最初からとれません。

だから、発注した上で、できない分は、繰り越しをして、予算をきちっと消化をしていくということになりますので、そのへんは、手続き上も予算執行上のきちっとした処理をして、これから施工して、発注し、また、施工してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

課長、今年のこの分の説明をしてください。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、重崎課長。

建設課長（重崎勇人君） 議員おっしゃるように、点検につきましては、平成26年度から点検のほうを行っております。

その点検によりまして、4つの段階で判定をいたします。1、2、3、4と判定をいたしまして、3、4につきましては、修繕を行うということになっております。

その対象となります橋梁が81ございます。それで、平成27年度から修繕のほうを行っております、今年度の予定は34橋でございます。そのうち、工事の発注済みが18ございますので、残りが16橋となります。

おっしゃいますように、まだ、これから発注をしなければならない工事もございますので、おそらく繰り越しということにさせていただく工事も出てこようかと思っております。

ただ、この工事につきましては、どうしても河川に関係しておりますので通年でできないというところがございます、11月からの工事というのが多数になってきます。ということで、若干、遅れてくるというところが出てくるのかなというふうに思っております。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） この際、ちょっとつけ加えさせていただきますけれども、そうした町内の施工業者、そういう施工能力、施工体制とともに、町としても、これを発注し、また、施工管理をしていかなければなりません。

これ、そうした一般的な道路等の公共事業というのは、非常に少なくなっているんですけれども、さらに国においても、こうした国土強靱化という大きな災害が、次々と発生をする中で、そうした防災対策なり、そうした公共施設の長寿命化、こういう面に力を入れていくという方針が出ておりますので、この3年間のこの事業が、さらにまた、継続を、多分されていくんだろうと思います。

そういう中で、町としても、それを受けて、しっかりと町内のそうした施設、また、防災事業、取り組んでいかなければならない。そのためには、技術職員が非常に、今、少なくなつて、町としても、そうした町の職員の技術職員、技術力というものを、これを、しっかりと上げていかなきゃいけない。そういう思いを、前々から持っているわけですね。

ども、なかなか、その職員が、募集しても難しいと言いますか、応募がないというのが現状なんですけれども、やはり、そうは言っても、これを看過することができませんので、このたび、さらに、そうした経験がある職員の採用を考えたいということで、今、募集しております。

これ技術職員の不足というのは、これは全国的なものであり、県においても、国においても、そのことが盛んに言われております。大きな災害が起きれば、必ず、そうした職員の体制がないと、早期の復旧もできませんし、今、それぞれが応援体制とか、いろんな形で、そうした対応をしていこうということの取り組みはしておりますけれども、やはり基本となる町の職員を、これをしっかりと充実をしていくということも1つの災害に対する備えということも含めて、重要だと思っておりますので、そうした職員を募集しておりますので、ぜひ議員の皆さん方も関係の中で、そうした仕事をされている方、そこも大変忙しい中で、職員として重要な戦力としてやっておられるんでしょうけれども、ぜひ佐用町のために、そうした技術力を発揮しようという方を紹介をいただければ、ありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 心配したのは、今、数を聞いたら34橋で、この橋梁はクラックが入ったりしたら、橋を架け替えるとか、桁を落として架け替えるといったら、結構、スコンと大きな予算で消化という言葉は悪いですけども、事業はできるんですけど、修繕というふうになってくると、ジョイントとか、それからクラックのあるところ、Vカットして直すとか、そういう程度のところ、それから、せいぜい大きいものであれば落橋防止とかそんなぐらいなところなので、ほんまにこれを、順次これから国土強靱化が出てきてやっていこうとすれば、やっぱり体制というものが、どうしても必要じゃないかという思いをしましたので、こういった質問をさせていただきました。

今、町長が言われたように、実態は、早もう以前から技術職の採用をするんですけども、なかなか応募がないというのは、今までも聞いていますし、実態がそうなっていると思います。

そういう中のことも含めて、そういう体制で、町のそういう社会資本の整備ということをしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） 3ページの債務負担行為で、提案説明でもありましたように県道等にかかわる明尾橋の3年間の負担ということで、この明尾橋にかかわる事業費と、その限度額は2,500万円ですけども、町負担の割合はどういうふうになっていきますでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） はい、お答えいたします。

まず、この工事につきましての全体的な事業費でございます。これについては、本体の工事、また、測量試験費、用地費等々を含みまして、約 9,000 万円でございます。

次に、負担の割合でございますが、現道の橋の幅員が、今、約 2.5 メートルでございます。それを広げまして 4 メートルにするという計画になっておりますので、その 1.5 メートル分の広がる分の按分で、町の負担が決められるということになりますので、何割というわけではなく、それにかかわる工事を按分したら、この金額になるということでございます。

10 番（金谷英志君） わかりました。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 7 ページの 45 目、ふるさと応援寄附金ですが、500 万円増えてございます。この 1,700 万円については、件数的には何件の方がお送り、支援してくださって、国が言うております 3 割相当のお返しということで、これは令和元年になってからは、ずっと 3 割になっておるんかということと、そして、どういう物が、いわゆる好まれてお送りしておるのか、そこらへんについて、お知らせ願いたいと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 11 月末現在の調定している件数でございますが 574 件で 1,100 万円弱でございます。

この後、12 月が、どうしても駆け込みのと言いますか、そういう状況での寄附がございまして、件数的には増えて、1,700 万円程度になろうかということで、見込みを立てております。

前年度は、約 2,000 万円の寄附がございました。

現在のところ、一番多い返礼品の関係につきましては、肉の関係が件数的にも、金額的にも多いという状況でございます。

あとで言いますと、枝豆ですとか、それから、もち大豆みそ、そういったものも出ております。

3 割につきましては、もう前年度から、ずっと 3 割にしておりまして、今年度ももちろん 3 割以下ということでございます。

それから、経費的なもの、ふるさとチョイス等々をお願いしている委託料等込めまして 5 割以内という基準もございますので、それもクリアした状況で運営はしております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 63 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 63 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 63 号、令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 64 号 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 2、議案第 64 号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 64 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 64 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 64 号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 65 号 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 3、議案第 65 号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 65 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 65 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 65 号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 66 号 令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 4、議案第 66 号、令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 66 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 66 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 66 号、令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 67 号 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 5、議案第 67 号、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 67 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 67 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 67 号、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 68 号 令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 6、議案第 68 号、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 68 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 68 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 68 号、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 69 号 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）
について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 7、議案第 69 号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 69 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 69 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 69 号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 8 に入ります。日程第 8 から日程第 25 までは、本日追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 8. 議案第 70 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9. 議案第 71 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10. 議案第 72 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） それでは、日程第 8 に入ります。
日程第 8 から日程第 10 までを一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 8、議案第 70 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 10、議案第 72 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 70 号から議案第 72 号まで一括議題とされましたので、順次提案の説明を申し上げます。

まず、議案第 70 号、佐用町職員の給与に関する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

このたびの改正は、国家公務員の給与が、本年の 8 月 7 日の人事院勧告に基づき、改定されたことに伴い、本町の一般職の職員の給与においてもこれに準拠した給与改定を実施するため、関係条例の改正を行うものであります。

主な改正は、民間給与との較差等に基づく改定で、平成 31 年 4 月 1 日に遡及して適用される給料表の改定や、勤勉手当の支給月数の引き上げなどであります。

給料表の改定は、高卒初任給で 2,000 円の引き上げとなっており、30 歳代半ばまでの若年層を対象に引き上げを基本とした改定となっております。また、勤勉手当については、12 月期の支給月数の 0.925 月から 0.05 月引上げ、0.975 月とし、第 2 条の改定は令和 2 年 6 月以降の勤勉手当の支給月数を 6 月期、12 月期ともに同率の配分に改定をするものでございます。

続きまして、議案第 71 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第 72 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、先ほど申し上げました一般職の職員の給与の改定に伴い、町長、副町長、教育長並びに議会議員の期末手当の支給月数を 0.05 月引上げる改定をさせていただき、職員と同様に令和 2 年 6 月以降の支給月数について 6 月期 12 月期を同率に配分するものでございます。

以上、議案第 70 号から第 72 号までにつきまして、ご説明を申し上げましたとおり、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 70 号から議案第 72 号までにつきましては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、日程第 8、議案第 70 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 70 号の分につきまして、人勧に基づいてなんですけれども、佐用町職員の平均給与、何歳で何ぼぐらいいうのがわかたら教えてください。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

これは、毎年、町職員の給与を公表するというので、毎年、町広報紙の6月号にも掲載しておりますが、平均給料月額が一般行政職、平均年齢が44.3歳ということで、平均給料月額は33万500円ということです。

技能労務職は、49.2歳で31万8,900円ということになっております。以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第70号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第70号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第71号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 今回の改正に当たって、報酬審議会は開かれたかどうか。また、開かれていたら、その内容もお示してください。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） 今回は、率のみの変更ということで、一般職の職員に準じて行っておりますので、特別職報酬等審議会は開いておりません。以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 71 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に対して、反対の討論を行います。

人事院勧告に準拠し、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給月数を改定することについて、人事院勧告は地方公務員の労働基本権の代償措置であり、町長ら特別職はこれに準ずるものではありません。経済格差が広がる中、10 月 1 日からの消費税 10 パーセントへの増税が景気悪化に追い打ちをかけております。

また、今議会の 55 号で町長、副町長の給料を減額する事態がある中での引き上げは町民の納得を得られるものではありません。

以上指摘し、反対討論とします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、11 番、岡本君。

11 番（岡本安夫君） 議案第 71 号に賛成の討論をいたします。

町職員と特別職は違うという意見もありますが、そもそも、特別職の報酬とか給与というものが、幾らが妥当か、あるいは適当かというのは自分では決められないものであります。そのために、どの自治体も報酬審議会があり、そこで決めていただいているというのが現状であります。

また、通常は、人事院勧告に準拠しながら上げ下げしているものです。大幅に改正する時は、当然、報酬審議会に判断していただくが、このたびは、人事院勧告に準拠したものでもあります。

先ほどの討論にもありましたように、このたびは自ら給与の減額もされております。そういうことで、何かあった時は、常にきちんと判断されていて自分の給与を決められております。

現在の佐用町の財政状況を鑑みても、町民にも理解の得られるものであり、賛成いたします。

議長（山本幹雄君） ほかにありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 71 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 71 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第 71 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可

決されました。

続いて、日程第 10、議案第 72 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） 議案第 72 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

このたびの改正は、昨年に引き続き、人事院勧告に準拠して議員の期末手当の引き上げを行おうとするものですが、人事院勧告制度は公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられているもので、勤務の対価として正当な給与の確保を図るものです。議員はこれに準ずるものではありません。

人事院の民間給与との比較は、企業規模 50 人以上で、これは民間事業所の 65 パーセントであり、パート、非正規雇用を含んでおらず、労働者全体の賃金状況を反映したものではありません。

11 月の朝日新聞の世論調査で景気がよくなったかどうかの実感を尋ねたところ、「あまり」と「全く」を合わせ実感していないのは 82 パーセントに上っています。日経平均株価がバブル崩壊後の最高値を更新したことを受けて尋ねたもので、逆に実感しているとの回答は、「ある程度」と「大いに」を含めて 16 パーセントにとどまっています。

10 月からは消費税が 10 パーセントに引き上げられるなど、実質賃金は減っている中、議員の期末手当の引き上げは町民理解が得られません。

以上、反対討論といたします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、11 番、岡本君。

11 番（岡本安夫君） 議案第 72 号に賛成の討論をいたします。

先ほどの議案第 71 号と同様の趣旨で賛成であります。先般、県の議長会における正副委員長研修会がありました。そこでの講師先生は、町村議会議員の報酬が市会議員と比べて本当に低すぎると言われました。近年、町村議会議員のなり手不足が、そこにも一因があるのではないかなというふうなお話でした。

また、全国町村議長会でも報酬の低い自治体ほど無投票だったり定員割れをする傾向にあると言っております。

報酬の額だけが全てとは思いませんが、我々議員というのは、いつまでも同じ人ができるものではありません。自分は、このままでいいからと言って、引き上げに常に反対とい

うのは、逆に無責任だと思います。

例え、批判されようとも、今、現在いる議員が、あるいは議会は、将来次の世代の意欲のある人が議員になろう。あるいは選挙に出てみようというような環境をつくることも大事な務めであると思います。

その証拠に、このたび地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を全員賛成で通しました。そういうこともあります。

このたびは、先ほどの議案第 71 号と同様に、人事院勧告に準拠した改正であり賛成いたします。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 72 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 72 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第 72 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 11.	議案第 73 号	令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 12.	議案第 74 号	令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 13.	議案第 75 号	令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 14.	議案第 76 号	令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 15.	議案第 77 号	令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 16.	議案第 78 号	令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 17.	議案第 79 号	令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 18.	議案第 80 号	令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 19.	議案第 81 号	令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 20.	議案第 82 号	令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 21.	議案第 83 号	令和元年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 22.	議案第 84 号	令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 11 に入ります。

日程第 11 から日程第 22 までについては一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 73 号、令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）についてから、日程第 22、議案第 84 号、令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてまでを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 73 号から議案第 84 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 73 号、佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 620 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135 億 7,842 万 3,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、先程ご承認をいただきました議案第 70 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部改正、議案第 71 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、次に、議案第 72 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正に伴う人件費関係の補正、人事異動に伴う調整及び結婚、出産等に伴う各種手当の補正が主なものでございます。

なお、特別会計につきましても同様でございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

歳入は繰入金のみで、基金繰入金 620 万 4,000 円の増額で、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、歳出についてでございますが、各款における補正額は、先ほど申し上げましたとおり、このたびの条例改正及び人事異動等によります人件費関係でございます。特別職及び職員の給料、各種手当、共済費、負担金並びに各特別会計への繰出金の増減額でございます。

まず、議会費につきましては、30 万円の増額でございます。職員の人件費の増額が 30 万円でございます。

総務費につきましては、129 万 1,000 円の増額でございます。うち、総務管理費におきましては 53 万 4,000 円の増額で、うち、特別職期末手当は 8 万 1,000 円の増額でございます。徴税費、戸籍住民登録費、統計調査費におきましては、それぞれ 31 万円、39 万 5,000 円、5 万 2,000 円の増額でございます。

民生費につきましては、272 万 1,000 円の増額でございます。うち、社会福祉費におきましては 68 万 1,000 円の増額。児童福祉費、国民年金事務取扱費におきましては、それぞれ 198 万 9,000 円、5 万 1,000 円の増額となっております。

衛生費につきましては、176 万 5,000 円の増額でございます。うち、保健衛生費、清掃費におきまして、それぞれ 147 万 6,000 円、28 万 9,000 円の増額となっております。

農林水産業費につきましては、290 万 3,000 円の減額でございます。うち、農業費、林業費におきましては、それぞれ 125 万 5,000 円、164 万 8,000 円の減額となっております。

商工費につきましては、59 万 3,000 円の増額であります。

土木費につきましては、146 万 5,000 円の増額であります。うち、土木管理費と道路橋梁費につきましては、それぞれ 11 万 4,000 円の減額、162 万 9,000 円の増額で、下水道費、住宅費につきましては、それぞれ 15 万 9,000 円の減額、10 万 9,000 円の増額となっております。

消防費につきましては、5万7,000円の増額でございます。

教育費につきましては、91万5,000円の増額であります。うち、教育総務費につきましては41万4,000円の増額で、社会教育費と保健体育費におきましては、それぞれ42万4,000円、7万7,000円の増額となっております。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第74号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,580万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として、1万9,000円の増額でございます。

次に歳出でございますが、総務費の総務管理費として、1万9,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第75号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）について、ご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万8,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,109万7,000円に改めるものであります。

まず、歳入でございますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金として、1万8,000円の増額であります。

次に、歳出でございますが、総務費の総務管理費として、1万8,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第76号、令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第3号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,233万1,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として、43万3,000円の増額であります。

次に、歳出でございますが、総務費の総務管理費として、43万3,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費を増額をしたものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

議案第77号、令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第2号）についてのご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,504万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として、15万5,000円の増額であります。

次に、歳出でございますが、民生費の老人ホーム費として、15万5,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費の増額でございます。

以上、朝霧園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第78号、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）についての説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万3,000円を追加をし、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,683 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として、20 万 3,000 円の増額であります。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費の管理費として、20 万 3,000 円の増額で、このたびの条例改正及び人事異動に伴う人件費でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 79 号、令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 15 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 964 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として、15 万 9,000 円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、15 万 9,000 円の減額であります。うち、管理費におきましては 3 万 6,000 円の増額、事業費におきましては 19 万 5,000 円の減額で、このたびの条例改正及び人事異動に伴う人件費の増減額であります。

次に、債務負担行為の変更につきまして、同じく 1 ページの第 2 表、債務負担行為補正によりまして説明をさせていただきます。

三日月浄化センター汚泥処理設備改築事業につきまして、限度額を 4 億 5,450 万円から 4 億 7,900 万円に変更をいたします。日本下水道事業団と協定を締結する予定である、三日月浄化センターの建設工事委託に係るものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 80 号、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてのご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 万 6,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 3,622 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として、5 万 6,000 円の増額であります。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費の農業集落排水施設管理費として、5 万 6,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 81 号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,177 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として、16 万 4,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、教育費の社会教育費として、16 万 4,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 82 号、令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）についての説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万 5,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,430 万 6,000 円に改めるものであります。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金として、3万5,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費の笹ヶ丘荘管理運営費として、3万5,000円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第83号、令和元年度佐用町農業共済特別会計補正予算案（第2号）についての説明をさせていただきます。

今回の補正は、収入・支出予算の総額から、収入・支出それぞれ166万9,000円を減額し、収入・支出予算の総額を収入・支出それぞれ1億9,511万6,000円に改めるものでございます。

まず、収入から説明をさせていただきます。

業務勘定の共済事業収益につきまして、166万9,000円を減額するもので、営業収益におきまして、受取補助金166万9,000円の減額でございます。

次に、支出でございますが、予算書2ページをご覧ください。

業務勘定の共済事業費用につきまして、166万9,000円を減額するもので、営業費用におきまして、一般管理費166万9,000円の減額でございます。

このたびの条例改正に伴う人件費の増額と、来年度、農業共済事業を兵庫県農業共済組合が実施することに伴い、町農業共済事業特別会計を廃止する予定であることから、賞与引当金繰入を皆減するものであります。

第3条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を定めるもので、21万9,000円を増額し、2,206万5,000円とするものでございます。

第4条につきましては、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額1,918万7,000円を1,751万8,000円に改めるものでございます。

以上、農業共済事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

最後に、議案第84号、令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第2号）につきましての説明をいたします。

今回の補正の理由は、条例改正に伴う人件費の増額でございます。

第2条の収益的収入及び支出においては、支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を3万3,000円増額し、水道事業費用の予定額を2億6,367万1,000円にするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出におきましては、第1款の資本的支出のうち、第1項、建設改良費を4万円増額し、資本的支出の予定額を3億2,320万円にしようとするものでございます。

第4条におきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を定めるもので、7万3,000円を増額し、1,365万4,000円とするものでございます。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

以上もちまして、議案第73号から議案第84号までの補正予算案について説明をさせていただきました。それぞれご審議の上、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げて提案の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第73号から議案第84号までにつきましては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いします。

それでは、日程第11、議案第73号、令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第4号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 73 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 73 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 73 号、令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 12、議案第 74 号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 74 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 74 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 74 号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 13、議案第 75 号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 75 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 75 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 75 号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 14、議案第 76 号、令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 76 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 76 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 76 号、令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 15、議案第 77 号、令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 77 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 77 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 77 号、令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 16、議案第 78 号、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 78 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 78 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 78 号、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 17、議案第 79 号、令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 補正予算の 1 ページ、債務負担行為、三日月浄化センター汚泥処理設備改築事業として、限度額が約 2,500 万円ですか引き上げになります。この事業内容について、説明お願いできますか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 後ほど議案のほうに上がっております契約にかかるものでございまして、本年度三日月浄化センターにおきまして前処理施設、汚泥の集約化のための佐用衛生公苑と同様の機能を持たせるための前処理施設の建設。それとあわせまして、長寿命化による汚泥処理の根幹となります脱水機の更新事業、こちらについて、今年度と来年度ということで、事業実施を予定しております。

その来年度分の事業実施分の予定額、債務負担額を精査しまして、上げさせていただいたというようなことでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。
ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 79 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 79 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 79 号、令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 18、議案第 80 号、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 80 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 80 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 80 号、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 19、議案第 81 号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 81 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 81 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 81 号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 20、議案第 82 号、令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 2 ページ、歳出の運営管理費の中の賃金のところで臨時職員賃金が、そのままアルバイト賃金という形で予算計上の組み替えというか、説明欄にあります。この状況について説明をお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） これにつきましては、昨年度、平成 30 年度になりますけれども、臨時の方が複数名お辞めになりまして、何度も公募をしていただいたんですけども、なかなか応募がないということで、通常、これまで 11 名の臨時の方で運営していたものが、現在 9 名という形になってございます。

今年度の当初予算も 11 名で予算のほうを置いておったのでございますが、現在、臨時職員は 9 名で運営されているということで、どうしてもその分がバイトとか、そういったところでカバーをせざるを得ないという状況の中で、臨時職員の賃金を減額させていただきまして、カバーをさせていただいておりますアルバイト賃金のほうへ回させていただいたという次第でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。ほかありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 82 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 82 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 82 号、令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 21、議案第 83 号、令和元年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 3 ページ業務事業収益と下の分支出の分についても、この 166 万 9,000 円少のうなっております。トータルで、5 ページの(2)番に賞与引当金のところで謳っておるわけでございますけれど、その中身について、ちょっと述べてみてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） この分につきましては、賞与引当金と申しますのが、今回でございますと 12 月のボーナスと言いますと、6 月から 11 月末まで。それから、6 月のボーナスにつきましては、12 月か 5 月分までということで、各月の分を積み上げて支給しているわけでございますけれども、今回のこの皆減につきましては、今年のこの 12 月から来年の 3 月までの準備金のほうを準備いたしましても、共済特別会計のほうへ入れましても、共済組合のほうが一本化されるということで、来年度から、この予算がございませんので、そちらで支給することができないということになります。

この分につきましては、特別会計に移さずに支給するという形になりますので、今回、この正式に組合が一本化されるということが決定したということで、今回、落とさせていただいたという次第でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。ほかないですか。
ないようですので、本案に対する質疑を終結します。
これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、本案についての討論を終結します。
これより議案第 83 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 83 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 83 号、令和元年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 22、議案第 84 号、令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 3 ページ、業務活動によるキャッシュ・フロー、2 番の投資活動によるキャッシュ・フロー、3 番、財務活動によるキャッシュ・フローのいずれも減額になった分についての説明願います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） いずれも人件費、人勸による減額によるものでございます。（日程が全て終わった後訂正あり）

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 人勸によるものだけで、ちょっと金額的に、こんなかなと思って、ちょっと、私もわからななで聞いたんですけれども、全部人勸によるものなん。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） すみません。全て人勸によるものでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。
ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第84号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第84号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第84号、令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第85号 協定の締結について（令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道三日月浄化センターの建設工事委託に関する協定）

議長（山本幹雄君） それでは、日程第23、議案第85号、協定の締結について、令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道三日月浄化センターの建設工事委託に関する協定を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 85 号、協定の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本協定は、三日月浄化センターにおいて下水道以外の、し尿や浄化槽汚泥等の集約処理化を目的とする前処理施設の建設と長寿命化計画による汚泥処理の主要設備であります汚泥脱水設備、電気設備の更新事業を日本下水道事業団に委託するものでございます。

日本下水道事業団は、生活環境の改善と公用水域の水質保全に寄与することを目的として、特別法である日本下水道事業団法に基づき設立された唯一の官業代行機関でございます。

三日月浄化センターの長寿命化計画に基づく改築事業につきましても、日本下水道事業団との委託により実施をしており、地方自治法第 234 条第 2 項に基づく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当し、随意契約により、税込み 7 億 722 万円での締結を予定をいたしております。

本協定は、工事の請負契約に準ずるものであるため、佐用町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） これは随契ということで、専門的な分野でわかるんですけど、その作業する人たちについては、町外の向こうから連れてきておるということですか。その作業の。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） この事業につきましては、下水道事業団のほうに委託しまして、官業の代行事業ということで、佐用町で通常であれば入札とか工事監督業務とか、そういった完了検査とか行うんですけども、そういった事業を全て下水道事業団のほうへ委託するというので、まず設計、それから入札、それから施工管理、完了検査まで下水道事業団のほうへ、委託するというようなことになります。

全て事業については、事業団のほうで行いまして、事業団のほうで工事の業者、請負業者を決定して事業を行うというふうになっております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより、議案第 85 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 85 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 85 号、協定の締結について、令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道三日月浄化センターの建設工事委託に関する協定は、原案のとおり可決されました。

日程第 24. 議案第 86 号 財産の取得について（佐用小学校スクールバス 1 台）
日程第 25. 議案第 87 号 財産の取得について（南光小学校スクールバス 1 台）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 24 に入ります。
日程第 24 及び日程第 25 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 24、議案第 86 号、財産の取得について、佐用小学校スクールバス 1 台及び、日程第 25、議案第 87 号、財産の取得について、南光小学校スクールバス 1 台を一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 86 号及び第 87 号の財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、来年 4 月 1 日に統合する利神小学校及び三河小学校のスクールバス購入に係る財産の取得について、議会の承認を求めるものでございます。

まず、議案第 86 号は、佐用小学校に配置する 29 人乗りマイクロバス 1 台の購入でございます。

町内業者 5 社より見積もりを徴した結果、消費税を含め 845 万円で、佐用町佐用 1645 番地 33、松田モータース、松田佳子（まつだ よしこ）氏に落札決定をいたしました。

次に、議案第 87 号は、南光小学校に配置する 29 人乗りマイクロバス 1 台の購入でございます。

町内業者 5 社より見積もりを徴した結果、消費税を含め 839 万 6,300 円で、佐用町船越 666 番地、春名自動車整備、春名良介（はるな りょうすけ）氏に落札決定をいたしました。

つきましては、佐用町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 86 号及び議案第 87 号につきましては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いします。

それでは、日程第 24、議案第 86 号、財産の取得について、佐用小学校スクールバス 1 台に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） これどっちも随契やけど、競争にはならんだん。

それと、86 号についても、これ 29 人乗り、同じバスですか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） こういう契約について、何回もそうした設問も受けるんですけども、この工事請負契約のような、入札ではなく、競争見積もり入札なんですね。ただ、見積もりということになると、この法令上、随契という言葉になるわけでありまして、実質、そうした今、説明しましたように、5 社から見積もりを徴収して、それぞれその中で競争見積もりをしていただいて、最低のところで契約をするという形をとっておりますので、その点、ちょっとご理解いただきたいと思います。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 佐用小学校、それから南光小学校、どちらも 29 人乗りのマイクロバスでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 86 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 86 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 86 号、財産の取得について、佐用小学校スクールバス 1 台）は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 25、議案第 87 号、財産の取得について、南光小学校スクールバス 1 台に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 南光小学校への統合に伴って 1 台購入するということなんですけれど、三河小学校で現在使われているバスもありますが、そのへんとのあれは、状況はどうなりますか。車庫であるとか、それに付随するものも含めて、具体的には、どんなふうな形になるんでしょうか。伺います。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 三河小学校につきましては、現在 1 台のマイクロバスで運行しておりますけれど、その 1 台も利用しまして、2 台で南光小学校のほうまで運行いたします。

車庫につきましては、三河小学校、現在使っております車庫 1 台分と南光小学校、今現在 2 台のバスを運行しておりまして、2 台収めておりますけれども、そこにもう 1 台入れて 3 台、南光小学校のほうで車庫のほうは確保いたします。

以上でございます。

議長（山本幹雄君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 87 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 87 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 87 号、財産の取得について、南光小学校スクールバス 1 台は、原案のとおり可決されました。

議長（山本幹雄君）

梶本上下水道課長より発言を求められていますので。

上下水道課長（梶本周作君）

先ほどの水道事業の補正予算書のことで、ちょっと、訂正をさせていただきます。

3 ページの投資活動によるキャッシュ・フローの状況ということで、こちらについては、有価証券とか、そうした投資した資産の状況、こちらが、その補正予算をした状況が減額になっている状況を示したものです。

3 番の財産活動によるキャッシュ・フローというのは、企業債などによる、これもこの補正予算の状況を示したものでございます。

議長（山本幹雄君）

よろしいか。

議長（山本幹雄君）

以上をもちまして本日の日程は終了しました。

お諮りします。明日 12 月 14 日から 19 日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君）

ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、12 月 20 日、金曜日、午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきくださるようお願いします。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前 11 時 10 分 散会
